

発出先：健康局国立病院部経営指導課長
社会・援護局総務課長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
保険局保険課長
保険局国民健康保険課長
社会保険庁運営部企画課長
労働基準局労災補償部労災管理課長

医政経発第31号
平成13年7月23日

殿

医政局経済課長
(公印省略)

医療用具業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約
運用基準の一部改正について（依頼）

医療用具の流通の適正化につきましては、公正な取引等を確保する観点から当職において関係業界を指導してきたほか、関係事業者をもって構成する医療用具業公正取引協議会（以下「協議会」という。）において、業界における公正な競争秩序を図ることを目的に「医療用具業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（平成11年4月1日より施行。以下「規約」という。）を策定し、その適正な施行を図ってきたところでありますが、今般、規約の施行に当たり協議会が策定した運用基準の一部が別添のとおり改正され、本年8月1日より実施されることとなりました。

貴職におかれましては、医療用具の流通の適正化の一層の推進について御理解をいただき、規約の適正な施行等につき御協力を賜りたく、貴管下の医療機関に対する御指導に併せ、今回の改正内容について周知をいただきますようお願いいたします。